

株主各位

第38期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

事 業 報 告

- 6. 業務の適正を確保するための体制
- 7. 業務の適正を確保するための体制の運用
状況の概要

連 結 計 算 書 類 の 連 結 注 記 表

計 算 書 類 の 個 別 注 記 表

第38期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）



Saint-Care

セントケア・ホールディング株式会社

当社は、第38期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告 6. 業務の適正を確保するための体制」、「事業報告 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.saint-care.com/>) に掲載することにより提供しております。

(事業報告)

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの「経営方針書」を作成し、経営理念、基本方針、行動基準および職務上の倫理等を定めます。また、企業倫理・法令遵守の体制を明確にするために当社グループの「コンプライアンス・内部統制方針」を定め、内部統制担当役員を設けます。

内部統制担当役員は、当社グループの内部統制の推進、リスク管理およびコンプライアンス体制の整備を行います。取締役および執行役員は、管掌部署の職務執行が法令および定款等に適合するように管理し、また子会社における職務執行が法令および定款等に適合するよう、グループの役職員に周知徹底を図ります。

内部監査室は職務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、代表取締役社長へ報告します。また、必要に応じ管掌役員、監査役会等に報告します。さらに、子会社に内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告し、また、必要に応じ管掌役員、監査役会等に報告します。

なお、コンプライアンス違反等の早期発見・是正を図るために、従業員から通報・相談を受付ける窓口「ほっとライン」を設け、社内通報システムを運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

総務部担当取締役は文書管理規程を作成し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項を定め、文書等を常時閲覧できる体制を整備します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「コンプライアンス・内部統制方針」に基づき、責任部署を定め、内部統制の組織体制を構築し、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化します。また、内部監査室は各部署および各子会社のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会へ報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会は業務分掌規程および権限規程を定め、各管掌取締役・執行役員の責任を明確にして職務を執行します。また当社グループは年度事業計画および中期経営計画を作成し、全社ならびに事業部門毎の目標を設定するとともに、各管掌取締役は月1回開催される取締役会において進捗状況ならびに課題および改善策の報告を行います。

(5) 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするために、当社グループの「経営方針書」および当社グループの「コンプライアンス・内部統制方針」を定め、当社役職員およびグループ各社役職員に周知徹底します。また、取締役会は関係会社管理規程を定め、グループ各社の業務執行に係る承認・報告・監査・財務について円滑に連携が取れる体制を整備・確保し、監査役および監査役会は、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を検証します。内部監査室は、グループ各社への内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況を検証します。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くことを取締役会と協議します。また監査役の職務を補助する使用人を置いた場合、その任命、評価、異動、懲戒には監査役会の同意を必要とします。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役および使用人は、当社およびグループ各社へ著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあることを知った時ならびに役職員による法令または定款違反の事実を知った時は、監査役会へ報告します。また、当社グループの取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告します。

当社グループの取締役、執行役員、担当管理職その他の社員は、監査役の要求があった場合は監査役会に出席し、必要な資料を添えて説明します。

社内通報システム「ほっとライン」にて受領した内部通報は、定期的に監査役に報告します。また、内部通報を行ったことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも行いません。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要とする場合は弁護士、会計士等の助言を受ける機会を設けることを取締役会へ求めます。また、監査役は取締役会の他、必要に応じて意思決定の過程および業務執行の状況を把握するために必要な会議へ出席します。

監査役は、必要に応じて子会社の役職員から業務の状況を聴取します。また、監査役の職務執行について生じる費用につき監査役から請求があった場合には、職務執行に必要でないと認められた場合を除き、前払いまたは償還に応じます。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力には毅然として対応し、全役職員が一丸となり組織全体として取り組む意識を共有します。また、反社会的勢力の排除に取り組む体制としては、対応部署として総務部を選定し、警察、弁護士等の外部の専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を行います。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「経営方針書」をはじめ、「コーポレート・ガバナンス方針」「コンプライアンス・内部統制方針」等を定めて当社グループにおける内部統制の推進とリスク管理の体制を整備しております。

内部統制担当役員である管理本部管掌取締役は、内部監査室・監査役を含めた会議を開催し、当社グループの内部統制、リスク管理およびコンプライアンス上の課題の把握や解決に向けて取り組んでおります。

内部監査室は、当社の職務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、グループ各社への内部監査を実施することにより、内部統制の整備・運用状況を検証しております。

監査役および監査役会は、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を検証し、業務執行状況の報告を求めてまいりました。また、監査役の職務を補助する使用人を選任し、監査体制の強化を図っております。

内部通報制度の「ほっとライン」については、従業員への周知を行い適正に運営しております。その通報内容については、定期的に監査役に報告しております。

反社会的勢力排除に向けた体制として、特暴連の研修への参加や所轄の警察署との連携を行っております。

(連結注記表)

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	24社
主な連結子会社の名称	セントケア千葉株式会社 セントケア神奈川株式会社 セントケア東京株式会社 セントケア九州株式会社 セントケア四国株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 2社

株式会社シーディーアイ

Buurtzorg Services Japan株式会社

なお、当連結会計年度において、プラス少額短期保険株式会社（旧 セント・プラス少額短期保険株式会社）の全株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

先入先出法（評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。）

仕掛品及び未成工事支出金

個別法（評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。）

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数については、以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。
- ② 重要なヘッジ会計の方法
 - (a) ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。
 - (b) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ取引
ヘッジ対象：借入金の利息
 - (c) ヘッジ方針
借入金に係る金利変動リスクに対して金利スワップにより特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。
 - (d) ヘッジ有効性評価の方法
取引開始時に特例処理に基づく金利スワップ取引であるか評価し、特例処理に基づくスワップ取引についてのみ取引を行っております。
- ③ 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ④ 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。なお、固定資産に係る控除対象外消費税額等は投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却しております。

(5) のれんの償却方法

のれんの償却については、発生時以降投資効果の持続する期間で均等償却しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. たな卸資産

商品及び製品	18,016千円
仕掛品及び未成工事支出金	2,258千円
原材料及び貯蔵品	37,438千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,509,423千円

3. 債権譲渡残高

売掛金	1,744,274千円
-----	-------------

4. 固定資産圧縮記帳

国庫補助金等受入により取得価額から直接減額した価額の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物	999,680千円
機械装置及び運搬具	2,737千円
工具、器具及び備品	61,274千円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	24,828,786株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通 株式	347,600	14	2019年3月31日	2019年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の 種類	配当金の総 額（千円）	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通 株式	372,429	15	2020年3月31日	2020年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式数

2009年7月14日開催の取締役会決議による新株予約権	57,000株
2010年6月24日開催の取締役会決議による新株予約権	39,300株
2011年6月28日開催の取締役会決議による新株予約権	35,700株
2012年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	32,700株
2013年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	20,100株
2014年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	19,200株
2015年6月25日開催の取締役会決議による新株予約権	24,900株
2016年6月28日開催の取締役会決議による新株予約権	29,100株
2017年6月27日開催の取締役会決議による新株予約権	23,400株
2018年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権	19,700株
2019年6月25日開催の取締役会決議による新株予約権	36,200株

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に介護サービス事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、大部分が介護保険制度等に基づく債権であり、相手先が保険者（市町村及び特別区）であるため、信用リスクは僅少であります。一方で個人負担額については、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、投資先の業績の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

差入保証金については、主に事業所の賃貸に係る保証金であり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金については、主に運転資金を目的としております。これらの債務についての償還日は決算日後最長で5年であります。

リース債務については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループの主要な営業債権、貸付金及び差入保証金について、財務・経理部において、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき、財務・経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	4,196,933	4,196,933	—
(2)売掛金	5,361,651		
貸倒引当金(※1)	△14,225		
	5,347,426	5,347,426	—
(3)差入保証金	1,128,726	1,142,810	14,083
資産計	10,673,086	10,687,170	14,083
(1)買掛金	488,410	488,410	—
(2)未払金	2,633,851	2,633,851	—
(3)未払法人税等	332,831	332,831	—
(4)長期借入金(※2)	1,974,375	1,969,818	△4,556
(5)リース債務(※3)	3,740,050	4,228,086	488,036
負債計	9,169,519	9,652,999	483,479

(※1) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※3) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額によっております。

(3)差入保証金

差入保証金の時価については、受取見込額について信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらについてはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金、(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	341,073
関連会社株式	134,679
差入保証金	890,427

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「2. 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

V. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------|---------|
| 1. 1 株当たり純資産額 | 443円65銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益金額 | 33円45銭 |

VI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

VII. その他の注記

1. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、賞与引当金などがあります。

2. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

- ・有形固定資産
主として、介護サービス事業における建物であります。
- ・無形固定資産
本社におけるソフトウェア及びライセンスであります。

②リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(個別注記表)

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

その他有価証券

移動平均法による原価法

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数については以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年(社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づいた退職給付債務の額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引(貸 売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法によっております。
主側)に係る収益計上基準

(2) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券(その他有価証券)は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップ取引について、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象：借入金の利息

④ ヘッジ有効性評価の方法

借入金に係る金利変動リスクに対して金利スワップにより特例処理の範囲内においてヘッジを行っております。

取引開始時に特例処理に基づく金利スワップ取引であるか評価し、特例処理に基づくスワップ取引についてのみ取引を行っております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

718,582千円

2. 関係会社に対する金銭債権(区分表示したものを除く)

短期金銭債権

57,266千円

III. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業総収入

2,838,185千円

販売費及び一般管理費

157,302千円

営業取引以外の取引による取引高

254,635千円

IV. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

168株

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、貸倒引当金などであります。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	セントケア千葉株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	352,498千円 237,130千円	関係会社未払金	11,748千円
子会社	セントケア東京株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	270,115千円 267,076千円	関係会社未払金	150,755千円
子会社	セントケア神奈川株式会社	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	291,581千円 100,524千円	関係会社未払金	242,877千円
子会社	セントケア西日本株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	70,381千円 211,782千円	関係会社未収入金	129,576千円
子会社	セントケア茨城株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	31,216千円 133,024千円	関係会社未収入金	182,764千円
子会社	セントケア山梨株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	11,978千円 162,405千円	関係会社未収入金	161,565千円
子会社	セントケア九州株式会社	所有 直接100%	経営指導	経営指導料の受取 （注1） 経費等の立替・債権 回収事務手続等 （注2）	146,696千円 276,991千円	関係会社未収入金	189,934千円

- （注） 1. 経営指導料については、対価としての妥当性を勘案し、協議の上決定しております。
2. 経費等の立替・債権回収事務手続等の取引金額については、期中平均残高によっております。なお、当取引に係る金利については市場金利を勘案し、協議の上決定しております。
3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 364円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 31円03銭 |

VIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

IX. その他の注記

該当事項はありません。